

[事案 2019-329] 新契約無効請求

・令和 2 年 11 月 18 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2019-328]の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人から虚偽の説明を受けたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 10 月に銀行を募集代理店として契約した 2 件の変額個人年金保険について、募集人から、死亡した場合、死亡一時金は既に受け取った年金累計額が差し引かれることはなく、基本保険金額（一時払保険料と同額）が支払われるという虚偽の説明を受けたので、契約を無効とし、一時払保険料と受取年金累計額との差額を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人の主張する虚偽の説明は行っていないので、申立人の請求には応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情を把握するため、申立人、申立人配偶者および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が虚偽の説明を行ったとは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 契約前に申立人が保険会社に提出した書類によれば、申立人には投資経験はなく、運用目的は資産を残すこと、運用方針は元本割れの可能性を抑えながら値上り益も享受することと記載されているが、募集人が提案したのは投資経験のある申立人配偶者と全く同じリスク性の高い特定保険契約であり、申立人の投資経験、運用目的に適合する商品なのか、申立人のニーズを十分に把握しようとしていたかという点に疑問が残る。
- (2) 申立人は、同書類の資産状況欄のチェックについて、配偶者も含めた世帯の資産として理解していたと述べている。資産状況欄は、申立人本人の資産状況を記載することが正しいが、「世帯」の資産であると理解することも（特に本件のように夫婦で同時に同じ商品を各 2 件ずつ、合計 4 件契約しているときは）十分にあり得ることであり、募集人は、この点につき、もう少しよく確認する必要があったといえる。